

ページ

現 行

改 訂 案

# 関西防災・減災プラン

## 風水害対策編



令和 2年3月改訂  
(平成26年6月策定)

関西広域連合  
広域防災局

# 関西防災・減災プラン

## 風水害対策編

**【最終案】**

※**網掛け**は、第1回計画策定委員会後の修正箇所です。  
以下、該当部分のみ抜粋しています。

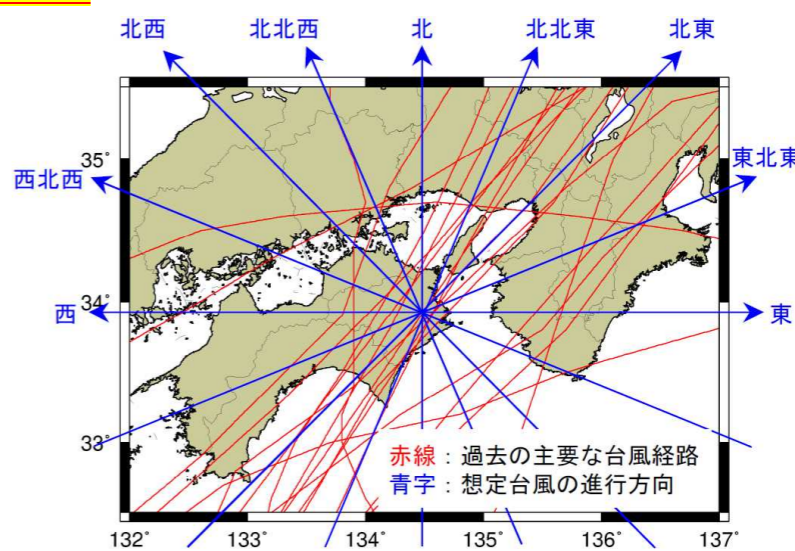


令和 〇年 〇月改訂

(令和 2年3月改訂)

(平成26年6月策定)

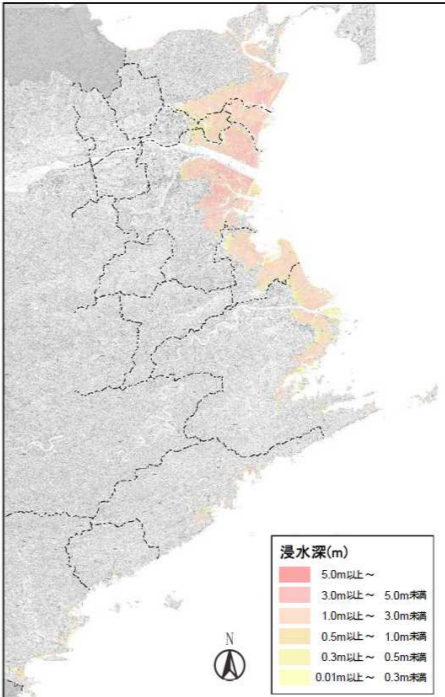
関西広域連合  
広域防災局

ページ	現 行	改 訂 案																					
15	<p>I 想定される風水害と取り組むべき課題</p> <p>3 本プランで対象とする災害                      (1) 対象とする災害と被害想定                      ③ 大規模浸水を伴う大阪湾巨大高潮災害                      イ <u>被害想定</u></p> <p>ii) 最大潮位及び浸水被害想定</p> <table border="1" data-bbox="172 514 1478 682"> <thead> <tr> <th>条件等</th> <th>シナリオⅠ</th> <th>シナリオⅡ</th> <th>シナリオⅢ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>浸水面積・区域内人口</td> <td>二</td> <td>二</td> <td>237.2 km<sup>2</sup>、164.8 万人</td> </tr> </tbody> </table>	条件等	シナリオⅠ	シナリオⅡ	シナリオⅢ	(中略)				浸水面積・区域内人口	二	二	237.2 km <sup>2</sup> 、164.8 万人	<p>I 想定される風水害と取り組むべき課題</p> <p>3 本プランで対象とする災害                      (1) 対象とする災害と被害想定                      ③ 大規模浸水を伴う大阪湾巨大高潮災害                      イ <u>想定最大規模の高潮浸水想定区域図</u></p> <p>ii) 最大潮位及び浸水被害想定</p> <table border="1" data-bbox="1528 535 2834 661"> <thead> <tr> <th>条件等</th> <th>大阪府</th> <th>兵庫県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>浸水面積</td> <td>15市町 210.3 km<sup>2</sup></td> <td>5市 101.9 km<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">【第2回幹事会意見反映】</p>	条件等	大阪府	兵庫県	(中略)			浸水面積	15市町 210.3 km <sup>2</sup>	5市 101.9 km <sup>2</sup>
条件等	シナリオⅠ	シナリオⅡ	シナリオⅢ																				
(中略)																							
浸水面積・区域内人口	二	二	237.2 km <sup>2</sup> 、164.8 万人																				
条件等	大阪府	兵庫県																					
(中略)																							
浸水面積	15市町 210.3 km <sup>2</sup>	5市 101.9 km <sup>2</sup>																					
17	<p><u>(新設)</u></p>	<p>【参考】徳島県高潮浸水想定区域図</p> <p style="text-align: right;">【第1回計画策定委員会意見反映】</p> <p>i) 台風の想定</p> <table border="1" data-bbox="1573 903 2656 1291"> <thead> <tr> <th colspan="2">条件等</th> <th>徳島県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">台風規模</td> <td>中心気圧</td> <td>900hpa(室戸台風級)※上陸後減衰しない</td> </tr> <tr> <td>最大旋衝風速半径</td> <td>75km(伊勢湾台風級)</td> </tr> <tr> <td>移動速度</td> <td>73km/hr(伊勢湾台風級が一定の速度のまま移動)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">基準潮位</td> <td>讃岐阿波沿岸</td> <td>T.P.+1.290m</td> </tr> <tr> <td>紀伊水道西沿岸</td> <td>T.P.+1.125m</td> </tr> <tr> <td>海部灘沿岸</td> <td>T.P.+1.151m</td> </tr> </tbody> </table> <p>(図1) 想定台風コース</p>  <p>赤線：過去の主要な台風経路                      青字：想定台風の進行方向</p>	条件等		徳島県	台風規模	中心気圧	900hpa(室戸台風級)※上陸後減衰しない	最大旋衝風速半径	75km(伊勢湾台風級)	移動速度	73km/hr(伊勢湾台風級が一定の速度のまま移動)	基準潮位	讃岐阿波沿岸	T.P.+1.290m	紀伊水道西沿岸	T.P.+1.125m	海部灘沿岸	T.P.+1.151m				
条件等		徳島県																					
台風規模	中心気圧	900hpa(室戸台風級)※上陸後減衰しない																					
	最大旋衝風速半径	75km(伊勢湾台風級)																					
	移動速度	73km/hr(伊勢湾台風級が一定の速度のまま移動)																					
基準潮位	讃岐阿波沿岸	T.P.+1.290m																					
	紀伊水道西沿岸	T.P.+1.125m																					
	海部灘沿岸	T.P.+1.151m																					

関西防災・減災プラン 風水害対策編 改訂 新旧対照表（主なもの）

ページ	現 行	改 訂 案									
18	(新設)	<p>ii) 最大潮位及び浸水被害想定 <span style="float: right;">【第1回計画策定委員会意見反映】</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">条件等</th> <th style="width: 70%;">徳島県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>台風条件 (上陸時中心気圧)</td> <td>室戸台風級(900hpa)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">堤防等の決壊条件</td> <td> <b>【海岸堤防等】</b>                      次のいずれかの条件に達した段階で当該箇所を決壊                      A) 潮位が計画高潮位を超えた場合                      B) 各施設的设计条件に応じて、次のいずれかに該当する場合                      ・波の打ち上げ高が堤防天端高を超えた場合                      ・越波流量が許容越波流量を超えた場合                 </td> </tr> <tr> <td> <b>【河川堤防】</b>                      ① 計画高潮位又は計画高水位に達した段階で決壊                      ② 主要な河川では、高潮による影響が明らかな区間で、背後地の地形条件をふまえて、さらに「代表破堤地点」を設定し、当該地点が計画高潮位又は計画高水位に達した段階で決壊                 </td> </tr> <tr> <td> <b>【沖合施設等(離岸堤、人工リーフ、防波堤)】</b>                      波浪が計画波浪に達した段階で決壊                 </td> </tr> <tr> <td> <b>【水門、排水施設等】</b>                      ① 水門は、周辺の海岸堤防、河川堤防等の設計条件に達した段階で決壊                      ② 排水施設が浸水した場合は、排水機能が停止                 </td> </tr> </tbody> </table>	条件等	徳島県	台風条件 (上陸時中心気圧)	室戸台風級(900hpa)	堤防等の決壊条件	<b>【海岸堤防等】</b> 次のいずれかの条件に達した段階で当該箇所を決壊 A) 潮位が計画高潮位を超えた場合 B) 各施設的设计条件に応じて、次のいずれかに該当する場合 ・波の打ち上げ高が堤防天端高を超えた場合 ・越波流量が許容越波流量を超えた場合	<b>【河川堤防】</b> ① 計画高潮位又は計画高水位に達した段階で決壊 ② 主要な河川では、高潮による影響が明らかな区間で、背後地の地形条件をふまえて、さらに「代表破堤地点」を設定し、当該地点が計画高潮位又は計画高水位に達した段階で決壊	<b>【沖合施設等(離岸堤、人工リーフ、防波堤)】</b> 波浪が計画波浪に達した段階で決壊	<b>【水門、排水施設等】</b> ① 水門は、周辺の海岸堤防、河川堤防等の設計条件に達した段階で決壊 ② 排水施設が浸水した場合は、排水機能が停止
条件等	徳島県										
台風条件 (上陸時中心気圧)	室戸台風級(900hpa)										
堤防等の決壊条件	<b>【海岸堤防等】</b> 次のいずれかの条件に達した段階で当該箇所を決壊 A) 潮位が計画高潮位を超えた場合 B) 各施設的设计条件に応じて、次のいずれかに該当する場合 ・波の打ち上げ高が堤防天端高を超えた場合 ・越波流量が許容越波流量を超えた場合										
	<b>【河川堤防】</b> ① 計画高潮位又は計画高水位に達した段階で決壊 ② 主要な河川では、高潮による影響が明らかな区間で、背後地の地形条件をふまえて、さらに「代表破堤地点」を設定し、当該地点が計画高潮位又は計画高水位に達した段階で決壊										
	<b>【沖合施設等(離岸堤、人工リーフ、防波堤)】</b> 波浪が計画波浪に達した段階で決壊										
	<b>【水門、排水施設等】</b> ① 水門は、周辺の海岸堤防、河川堤防等の設計条件に達した段階で決壊 ② 排水施設が浸水した場合は、排水機能が停止										

関西防災・減災プラン 風水害対策編 改訂 新旧対照表（主なもの）

ページ	現 行	改 訂 案																																													
18	<p>(新設)</p> <p>【第1回計画策定委員会意見反映】</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1626 216 1961 256">条件等</th> <th colspan="2" data-bbox="1961 216 2754 256">徳島県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1626 256 1961 583" rowspan="8">最大潮位(T.P.m)</td> <td data-bbox="1961 256 2368 296">鳴門市</td> <td data-bbox="2368 256 2754 296">4.5m</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1961 296 2368 336">松茂町</td> <td data-bbox="2368 296 2754 336">4.0m</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1961 336 2368 375">徳島市</td> <td data-bbox="2368 336 2754 375">4.0m</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1961 375 2368 415">小松島市</td> <td data-bbox="2368 375 2754 415">3.4m</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1961 415 2368 455">阿南市</td> <td data-bbox="2368 415 2754 455">4.3m</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1961 455 2368 495">美波町</td> <td data-bbox="2368 455 2754 495">4.1m</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1961 495 2368 535">牟岐町</td> <td data-bbox="2368 495 2754 535">3.6m</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1961 535 2368 583">海陽町</td> <td data-bbox="2368 535 2754 583">4.0m</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1626 583 1961 1024" rowspan="8">市町村毎の 最大浸水深(m)</td> <td data-bbox="1961 583 2368 623">鳴門市</td> <td data-bbox="2368 583 2754 623">4.4m</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1961 623 2368 663">松茂町</td> <td data-bbox="2368 623 2754 663">3.9m</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1961 663 2368 703">北島町</td> <td data-bbox="2368 663 2754 703">3.0m</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1961 703 2368 743">藍住町</td> <td data-bbox="2368 703 2754 743">1.8m</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1961 743 2368 783">徳島市</td> <td data-bbox="2368 743 2754 783">4.3m</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1961 783 2368 823">小松島市</td> <td data-bbox="2368 783 2754 823">3.3m</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1961 823 2368 863">阿南市</td> <td data-bbox="2368 823 2754 863">3.8m</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1961 863 2368 903">美波町</td> <td data-bbox="2368 863 2754 903">3.7m</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1626 1024 1961 1073" rowspan="2">浸水面積</td> <td data-bbox="1961 1024 2368 1073">牟岐町</td> <td data-bbox="2368 1024 2754 1073">3.0m</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1961 1073 2368 1121">海陽町</td> <td data-bbox="2368 1073 2754 1121">3.6m</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1626 1121 1961 1161" rowspan="2">浸水面積</td> <td colspan="2" data-bbox="1961 1121 2754 1161">10市町 181.3 km<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>(図2) 最大浸水深図</p> 	条件等	徳島県		最大潮位(T.P.m)	鳴門市	4.5m	松茂町	4.0m	徳島市	4.0m	小松島市	3.4m	阿南市	4.3m	美波町	4.1m	牟岐町	3.6m	海陽町	4.0m	市町村毎の 最大浸水深(m)	鳴門市	4.4m	松茂町	3.9m	北島町	3.0m	藍住町	1.8m	徳島市	4.3m	小松島市	3.3m	阿南市	3.8m	美波町	3.7m	浸水面積	牟岐町	3.0m	海陽町	3.6m	浸水面積	10市町 181.3 km <sup>2</sup>	
条件等	徳島県																																														
最大潮位(T.P.m)	鳴門市	4.5m																																													
	松茂町	4.0m																																													
	徳島市	4.0m																																													
	小松島市	3.4m																																													
	阿南市	4.3m																																													
	美波町	4.1m																																													
	牟岐町	3.6m																																													
	海陽町	4.0m																																													
市町村毎の 最大浸水深(m)	鳴門市	4.4m																																													
	松茂町	3.9m																																													
	北島町	3.0m																																													
	藍住町	1.8m																																													
	徳島市	4.3m																																													
	小松島市	3.3m																																													
	阿南市	3.8m																																													
	美波町	3.7m																																													
浸水面積	牟岐町	3.0m																																													
	海陽町	3.6m																																													
浸水面積	10市町 181.3 km <sup>2</sup>																																														

関西防災・減災プラン 風水害対策編 改訂 新旧対照表（主なもの）

ページ	現 行	改 訂 案																																																																						
20	<p>(2) 過去に関西圏域で発生した主な風水害</p> <p>① 主な台風災害</p> <table border="1" data-bbox="192 283 1457 571"> <tr> <td data-bbox="192 283 350 571">1961(昭和36)年9月15～17日</td> <td data-bbox="350 283 477 571">第二室戸台風</td> <td data-bbox="477 283 1175 571">9月16日室戸岬に上陸し、兵庫県尼崎市と西宮市の間を通過した。暴風や高潮による被害が大きく、大阪市では高潮により31km<sup>2</sup>が浸水した。兵庫県、和歌山県でも浸水被害があった。</td> <td data-bbox="1175 283 1314 571">死者</td> <td data-bbox="1314 283 1457 571">194人</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td data-bbox="1175 327 1314 365">行方不明者</td> <td data-bbox="1314 327 1457 365">8人</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td data-bbox="1175 365 1314 403">負傷者</td> <td data-bbox="1314 365 1457 403">4,972人</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td data-bbox="1175 403 1314 441">住家全壊</td> <td data-bbox="1314 403 1457 441">15,238棟</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td data-bbox="1175 441 1314 478">住家半壊</td> <td data-bbox="1314 441 1457 478">46,663棟</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td data-bbox="1175 478 1314 516">床上浸水</td> <td data-bbox="1314 478 1457 516">123,103棟</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td data-bbox="1175 516 1314 554">床下浸水</td> <td data-bbox="1314 516 1457 554">261,017棟</td> </tr> </table>	1961(昭和36)年9月15～17日	第二室戸台風	9月16日室戸岬に上陸し、兵庫県尼崎市と西宮市の間を通過した。暴風や高潮による被害が大きく、大阪市では高潮により31km <sup>2</sup> が浸水した。兵庫県、和歌山県でも浸水被害があった。	死者	194人				行方不明者	8人				負傷者	4,972人				住家全壊	15,238棟				住家半壊	46,663棟				床上浸水	123,103棟				床下浸水	261,017棟	<p>(2) 過去に関西圏域で発生した主な風水害</p> <p>① 主な台風災害</p> <table border="1" data-bbox="1558 283 2822 571"> <tr> <td data-bbox="1558 283 1715 571">1961(昭和36)年9月15～17日</td> <td data-bbox="1715 283 1843 571">第二室戸台風</td> <td data-bbox="1843 283 2540 571">9月16日室戸岬に上陸し、兵庫県尼崎市と西宮市の間を通過した。暴風や高潮による被害が大きく、大阪市では高潮により31km<sup>2</sup>が浸水した。兵庫県、和歌山県、<b>徳島県</b>でも浸水被害があった。  <b>【第1回計画策定委員会意見反映】</b></td> <td data-bbox="2540 283 2680 571">死者</td> <td data-bbox="2680 283 2822 571">194人</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td data-bbox="2540 327 2680 365">行方不明者</td> <td data-bbox="2680 327 2822 365">8人</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td data-bbox="2540 365 2680 403">負傷者</td> <td data-bbox="2680 365 2822 403">4,972人</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td data-bbox="2540 403 2680 441">住家全壊</td> <td data-bbox="2680 403 2822 441">15,238棟</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td data-bbox="2540 441 2680 478">住家半壊</td> <td data-bbox="2680 441 2822 478">46,663棟</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td data-bbox="2540 478 2680 516">床上浸水</td> <td data-bbox="2680 478 2822 516">123,103棟</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td data-bbox="2540 516 2680 554">床下浸水</td> <td data-bbox="2680 516 2822 554">261,017棟</td> </tr> </table>	1961(昭和36)年9月15～17日	第二室戸台風	9月16日室戸岬に上陸し、兵庫県尼崎市と西宮市の間を通過した。暴風や高潮による被害が大きく、大阪市では高潮により31km <sup>2</sup> が浸水した。兵庫県、和歌山県、 <b>徳島県</b> でも浸水被害があった。  <b>【第1回計画策定委員会意見反映】</b>	死者	194人				行方不明者	8人				負傷者	4,972人				住家全壊	15,238棟				住家半壊	46,663棟				床上浸水	123,103棟				床下浸水	261,017棟
1961(昭和36)年9月15～17日	第二室戸台風	9月16日室戸岬に上陸し、兵庫県尼崎市と西宮市の間を通過した。暴風や高潮による被害が大きく、大阪市では高潮により31km <sup>2</sup> が浸水した。兵庫県、和歌山県でも浸水被害があった。	死者	194人																																																																				
			行方不明者	8人																																																																				
			負傷者	4,972人																																																																				
			住家全壊	15,238棟																																																																				
			住家半壊	46,663棟																																																																				
			床上浸水	123,103棟																																																																				
			床下浸水	261,017棟																																																																				
1961(昭和36)年9月15～17日	第二室戸台風	9月16日室戸岬に上陸し、兵庫県尼崎市と西宮市の間を通過した。暴風や高潮による被害が大きく、大阪市では高潮により31km <sup>2</sup> が浸水した。兵庫県、和歌山県、 <b>徳島県</b> でも浸水被害があった。  <b>【第1回計画策定委員会意見反映】</b>	死者	194人																																																																				
			行方不明者	8人																																																																				
			負傷者	4,972人																																																																				
			住家全壊	15,238棟																																																																				
			住家半壊	46,663棟																																																																				
			床上浸水	123,103棟																																																																				
			床下浸水	261,017棟																																																																				

関西防災・減災プラン 風水害対策編 改訂 新旧対照表（主なもの）

ページ	現 行	改 訂 案
37	<p>II 災害への備え（平時からの対策）</p> <p>2 応援・受援体制の整備 <u>（新設）</u></p>	<p>II 災害への備え（平時からの対策）</p> <p>2 応援・受援体制の整備</p> <p><u>（5）避難体制の整備</u></p> <p><u>③ 指定避難所の整備</u> 【感染症対策（防災基本計画修正（R3.5））・事務局修正】 （中略） また、自宅療養者等の被災に備えて、保健所は、防災担当部局と連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。さらに、管内市町村の防災担当部局と連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて自宅療養者等に対し、<u>個人情報に留意しつつ、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。</u> 市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。 市町村は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることはないよう、必要に応じて、<u>あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者（高齢者、障害者等を表記）を特定して公示する。</u> 【防災基本計画修正（R3.5）・事務局修正】</p>
57	<p>4 住民避難の実効性の向上</p> <p>(1) 防災気象情報の改善</p> <p><u>① 改善の経緯</u> （中略） 平成26年8月の広島市土砂災害等を経て、近年の雨の降り方が局地化、集中化、激甚化しているとして、この「新たなステージ」に対応した防災気象情報の一連の改善が行われた。平成29年5月には、社会的に大きな影響を与える現象については、可能性が高なくてもその発生のおそれを積極的に伝えていくため、「<u>警報級の現象になる可能性</u>」の提供が開始された。また、危険度や切迫度をさらに分かりやすく情報提供していくために、「危険度を色分けした時系列」の提供が開始された。平成29年7月には、災害発生に関連の強い指数を活用することで、<u>大雨警報（浸水害）や洪水警報の危険度分布</u>の提供が開始された。</p> <p><u>② 土砂災害警戒情報</u> 大雨警報発表中に、土砂災害の危険度がさらに高まった時に、都道府県と気象庁が共同で発表する。</p>	<p>4 住民避難の実効性の向上</p> <p>(1) 防災気象情報の改善</p> <p><u>&lt;改善の経緯&gt;</u> （中略） 平成26年8月の広島市土砂災害等を経て、近年の雨の降り方が局地化、集中化、激甚化しているとして、この「新たなステージ」に対応した防災気象情報の一連の改善が行われた。平成29年5月には、社会的に大きな影響を与える現象については、可能性が高なくてもその発生のおそれを積極的に伝えていくため、「<u>早期注意情報（警報級の可能性）</u>」の提供が開始された。また、危険度や切迫度をさらに分かりやすく情報提供していくために、「危険度を色分けした時系列」の提供が開始された。平成29年7月には、災害発生に関連の強い指数を活用することで、<u>浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）や洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</u>の提供が開始された。 <u>令和2年7月豪雨や令和2年台風第10号では、線状降水帯による大雨への注意喚起が不十分であったとの指摘もあり、大雨による災害の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯による非常に激しい雨が降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報の提供が開始された。</u> <u>ここでは、土砂災害警戒情報、洪水予報及び水位周知制度、キキクル（警報の危険度分布）、大雨特別警報の精度向上、顕著な大雨に関する情報について説明する。</u> 【意見照会結果反映】</p> <p><u>① 土砂災害警戒情報</u> 大雨警報 <u>（土砂災害）</u> を発表中に、土砂災害の危険度がさらに高まった時に、都道府県と気象庁が共同で発表する。 【意見照会結果反映】</p>

関西防災・減災プラン 風水害対策編 改訂 新旧対照表（主なもの）

ページ	現 行	改 訂 案
58	<p><b>③ 洪水予報及び水位周知制度</b> （中略）</p> <p>また、平成 27 年 7 月の水防法改正に伴い、都道府県は、高潮により相当な被害を生ずるおそれがある水位周知海岸について、高潮特別警戒水位を定め、この水位に達した場合には、高潮氾濫 <b>危険</b> 情報を発表することとなった。</p>	<p><b>② 洪水予報及び水位周知制度</b> （中略）</p> <p>また、平成 27 年 7 月の水防法改正に伴い、都道府県は、高潮により相当な被害を生ずるおそれがある水位周知海岸について、高潮特別警戒水位を定め、この水位に達した場合には、高潮氾濫 <b>発生</b> 情報を発表することとなった。 <b>【意見照会結果反映】</b></p>
59	<p><b>④ 警報の危険度分布</b> （中略）</p> <p>平成 25 年 6 月の土砂災害警戒判定メッシュ情報（<b>大雨警報（土砂災害）危険度分布</b>）に続いて、平成 29 年 7 月に <b>大雨警報（浸水害）・洪水警報の危険度分布</b> の提供が開始された。</p> <p><b>この危険度分布</b>を確認することで、どの地域で災害発生危険度が高まっているのか明確になった。また、災害発生との相関が高い指数を警報の発表基準に導入することで、<b>不要な警報の発表が回避</b>できるようになり、警報の制度改善も図られた。</p> <p><b>⑤ 大雨特別警報の精度向上</b> 重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表され、気象庁として最大限の危機感・切迫感を伝達するものとして導入され、当初は府県単位で発表されていたが、平成 29 年 7 月に、<b>危険度分布</b>を活用して、重大な災害発生の危険度が極めて高い市町村に絞り込んで発表するように改善された。</p>	<p><b>③ キキクル（警報の危険度分布）</b> （中略）</p> <p>平成 25 年 6 月の土砂災害警戒判定メッシュ情報（<b>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</b>）に続いて、平成 29 年 7 月に <b>浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</b> の提供が開始された。</p> <p><b>これらのキキクル（警報の危険度分布）</b>を確認することで、どの地域で災害発生危険度が高まっているのか明確になった。また、災害発生との相関が高い指数を警報の発表基準に導入することで、<b>より適切に警報を発表</b>できるようになり、警報の制度改善も図られた。 <b>【意見照会結果反映】</b></p> <p><b>④ 大雨特別警報の精度向上</b> 重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表され、気象庁として最大限の危機感・切迫感を伝達するものとして導入され、当初は府県単位で発表されていたが、平成 29 年 7 月に、<b>キキクル（警報の危険度分布）</b>を活用して、重大な災害発生の危険度が極めて高い市町村に絞り込んで発表するように改善された。</p>
	<p><b>（新設）</b></p>	<p><b>⑤ 顕著な大雨に関する情報</b> <b>大雨による災害発生の危険度が高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報のことで、令和 3 年 6 月から気象庁が運用している。この情報は警戒レベル相当情報を補足するもので、警戒レベル 4 相当以上の状況で発表される。</b></p> <p><b>【第 1 回計画策定委員会意見反映・意見照会結果反映】</b></p>

関西防災・減災プラン 風水害対策編 改訂 新旧対照表（主なもの）

ページ	現 行	改 訂 案
61	(新設)	<p><b>【先行事例】マイ避難カード作成支援事業（兵庫県）</b></p> <p><u>マイ避難カードとは、災害時に「いつ」「どこに」「どのように」避難するかをあらかじめ自分で確認、点検し、書き記しておき、自宅内の普段から目につく場所に掲出しておくなど、いざという時の避難行動に役立てるためのカード</u></p> <p>《背景》  <u>平成30年7月豪雨では、「自分が被害に遭うとは思わなかった」、「近隣住民が避難していなかった」等の理由から、市町が発令した避難情報が住民の避難行動に結びつかず、逃げ遅れによる犠牲者が生じた。</u></p> <p>《目的》  <u>「自分のいのちは自分で守る」という意識のもと、災害時に、住民が主体的な避難行動をとることができるよう、住民一人ひとりがハザードマップ等で地域の危険性を確認し、自分が逃げるタイミング（避難スイッチ）や逃げる場所等を記載しておく「マイ避難カード」の作成を推進する。</u></p> <p>《内容》  <u>兵庫県内の市町が実施するマイ避難カード作成のワークショップや防災出前講座、避難訓練等</u>に対して、カード作成に要する経費を補助する。  <u>また、「マイ避難カード作成の手引き（令和元年度作成）」や「多様な避難の手引き（令和2年度作成）」の配布のほか、ワークショップ等への専門家派遣等により、事業を広く県民に普及するための啓発に取り組んでいる。</u></p> <p style="text-align: right;">【構成団体の取組の反映・第2回幹事会意見反映】</p>



関西防災・減災プラン 風水害対策編 改訂 新旧対照表（主なもの）

ページ	現 行	改 訂 案
74	<p>5 地域の防災体制の整備</p> <p>(4) 避難行動要支援者の避難支援体制の整備</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><b>個別計画策定の推進～平成30年7月豪雨を踏まえて～</b></p> <p>平成30年7月豪雨では、西日本を中心に広範囲で記録的な大雨となり、各地で河川の氾濫や土砂災害が相次ぎ、200名を超える死者・行方不明者が発生した。</p> <p>特に岡山県倉敷市は、市町村別死者数が最大の52名（真備町人口の0.22%に相当）発生しており、うち、51名が真備町に在住していた。岡山県が実施した「平成30年7月豪雨」災害検証委員会の報告書によると、真備町の死者のうち、88.2%にあたる45名が65歳以上の高齢者であり、その内、42名は避難行動要支援者であった。また、真備町の死者のうち、86.3%の44名が自宅で亡くなっている。同報告書では、死者について、自力避難ができなかった方、家が平屋だった方であり、公的な支援や地域のサポート体制があれば、犠牲を出さないようにできたと考えられると報告されている。</p> <p>避難行動要支援者対策として、岡山県では、避難行動要支援者名簿はすべての市町村において作成され、民生委員や自主防災組織等に提供されていた。一方、避難行動要支援者ごとの個別計画の策定が進んでいなかった。災害時に適切な避難行動がとれるよう、要支援者やその家族と日頃から関わりのある市町村の福祉部局や支援者等と連携を図りながら、個々の特性に応じた個別計画の作成を進めていく必要がある。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>【先行事例】防災と福祉の連携促進モデル事業（兵庫県）</b></p> <p>自主防災組織等が避難行動要支援者の個別計画を作成するに当たっては、要支援者の中には地域との接点が乏しい人がいたり、地域では避難誘導時に配慮すべき事項等が分からない等の課題がある。このため、要支援者の心身状況等を熟知した担当ケアマネジャーや相談支援専門員の協力を得て、平常時のサービス等利用計画等と併せて個別計画を作成する<b>モデル</b>事業を実施している。</p> <p>これにより、実効性のある個別計画に仕上がるとともに、アセスメントやケース会議の過程で地域の避難支援気運が高まる等の効果も認められ、本県のほか、岡山県や大分県別府市等でも実施されている。</p> </div> </div>	<p>5 地域の防災体制の整備</p> <p>(4) 避難行動要支援者の避難支援体制の整備</p> <p style="text-align: right;">【災害対策基本法改正（R3.5） ・第2回幹事会意見反映】</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><b>個別避難計画作成の推進～度重なる災害を踏まえて～</b></p> <p>令和元年台風第19号では、死者のうち約65%にあたる55人が65歳以上の高齢者であった。また、令和2年7月豪雨でも死者の約79%にあたる63人が65歳以上の高齢者で、熊本県では約85%にあたる55人が65歳以上の高齢者であった。</p> <p>度重なる災害によって犠牲となる避難行動要支援者の避難について課題や対応を検討した内閣府の「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ」の最終とりまとめによると、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするためには、福祉専門職等と連携した個別避難計画の作成が有効であると報告されている。</p> <p>これらを踏まえ、令和3年5月には災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされた。さらに「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」も改定され、個別避難計画の作成には福祉専門職等の参画が重要であると示された。</p> <p>災害時に適切な避難行動がとれるよう、要支援者やその家族と日頃から関わりのある市町村の福祉部局や福祉専門職、支援者等と連携を図りながら、個々の特性に応じた個別避難計画の作成を進めていく必要がある。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>【先行事例】防災と福祉の連携促進事業（兵庫県）</b></p> <p>自主防災組織等が避難行動要支援者の個別<b>避難</b>計画を作成するに当たっては、要支援者の中には地域との接点が乏しい人がいたり、地域では避難誘導時に配慮すべき事項等が分からない等の課題がある。このため、要支援者の心身状況等を熟知した担当ケアマネジャーや相談支援専門員の協力を得て、平常時のサービス等利用計画等と併せて個別<b>避難</b>計画を作成する事業を実施している。</p> <p>これにより、実効性のある個別<b>避難</b>計画に仕上がるとともに、アセスメントやケース会議の過程で地域の避難支援気運が高まる等の効果も認められ、本県のほか、岡山県や大分県別府市等でも実施されている。</p> </div> </div>

関西防災・減災プラン 風水害対策編 改訂 新旧対照表（主なもの）

ページ	現 行	改 訂 案
Ⅲ 災害発生時の対応	Ⅲ 災害発生時の対応	Ⅲ 災害発生時の対応
3 応援・受援の実施	3 応援・受援の実施	3 応援・受援の実施
(1) 被災構成団体の対応	(1) 被災構成団体の対応	(1) 被災構成団体の対応
85	<p>② 受援体制の整備</p> <p>被災構成府県及び被災市町村は、広域連合及び応援団体等からの応援受入体制の整備を行う。</p>	<p>② 受援体制の整備</p> <p>被災構成府県及び被災市町村は、広域連合及び応援団体等からの応援受入体制の整備を行う。</p>
87	<p>(7) 避難所の運営</p> <p>広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、被災市町村が開設する避難所や避難所外に避難する被災者の生活を支援するため、被災市町村が行う避難者対策を支援する。</p>	<p><u>構成団体及び連携県は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やTV会議及びWeb会議システムの活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。</u></p> <p>【感染症対策（防災基本計画修正（R3.5）・第1回計画策定委員会意見反映）】</p> <p>(7) 避難所の運営</p> <p>広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、被災市町村が開設する避難所や避難所外に避難する被災者の生活を支援するため、被災市町村が行う避難者対策を支援する。</p> <p><u>構成団体は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置が講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所等に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。</u></p> <p>【防災基本計画修正（R3.5、R2.5）・事務局修正】</p>

関西防災・減災プラン 風水害対策編 改訂 新旧対照表（主なもの）

ページ	現 行	改 訂 案									
98	(新設)	<p><b>【参考2】死者・行方不明者の氏名公表について～令和3年7月1日の大雨等における課題を踏まえて～</b></p> <p>死者・行方不明者の氏名等公表については、公表の権限の所在を明記した法律がなく、統一的な基準は示されていない。</p> <p><b>(1) これまでの事例</b> <span style="float: right;">【第2回幹事会意見反映】</span></p> <p><b>①令和3年7月1日の大雨</b></p> <p>甚大な土石流被害が発生した静岡県熱海市では、住民基本台帳を元に、<b>安否</b>不明者の確認作業を進めたが、台帳には携帯番号等が記載されておらず、作業に難航したことから、土石流発生の日後に氏名公表に踏み切った</p> <p><b>②平成30年7月豪雨</b></p> <p>被害の大きかった広島、岡山、愛媛の3県で氏名公表の対応に差が生じた。</p> <p>死者の氏名公表の開始時期については、広島県（7月8日）と愛媛県（7月31日）とで20日以上の開きが生じた。</p> <p>また、行方不明者については、広島県と愛媛県が非公表とした一方、岡山県は全面公表とした。</p> <p><b>(2) 全国知事会の対応</b></p> <p>令和3年6月、全国知事会は、「災害時の死者・行方不明者の氏名等公表に係るガイドライン」をとりまとめ、公表の方針別の標準的な対応例を示した。</p> <p>全国知事会では、都道府県により、氏名公表の対応に差が生じることは好ましくなく、公表の主体、関係機関の協力などを法令に位置付けることを国へ要望しつつづけている一方、災害の状況や被災者の事情等はその都度異なることから、全ての都道府県に画一的な対応を求めることは適当でないとし、統一基準は示していない。</p> <p><b>&lt;公表の方針別の標準的な対応例&gt;</b></p> <table border="1" data-bbox="1576 1220 2822 1629"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1576 1220 1813 1423">パターン①</td> <td data-bbox="1813 1220 2184 1423">個人情報保護を重視し、公表を判断する</td> <td data-bbox="2184 1220 2822 1423">・家族・遺族の同意があること、住民基本台帳の閲覧制限がないことを要件に公表（行方不明者について、救出・救助活動に資する場合は、同意を確認せず公表することもある）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1576 1423 1813 1545">パターン②</td> <td data-bbox="1813 1423 2184 1545">発生した事実を速やかに公表する</td> <td data-bbox="2184 1423 2822 1545">・家族・遺族の同意や住民基本台帳の閲覧制限の確認等を前提とせず公表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1576 1545 1813 1629">パターン③</td> <td data-bbox="1813 1545 2184 1629">被災状況から公表を判断する</td> <td data-bbox="2184 1545 2822 1629">・被災状況から、迅速な救出救助などに必要な場合は公表</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">【近年の災害教訓の反映・事務局修正】</p>	パターン①	個人情報保護を重視し、公表を判断する	・家族・遺族の同意があること、住民基本台帳の閲覧制限がないことを要件に公表（行方不明者について、救出・救助活動に資する場合は、同意を確認せず公表することもある）	パターン②	発生した事実を速やかに公表する	・家族・遺族の同意や住民基本台帳の閲覧制限の確認等を前提とせず公表	パターン③	被災状況から公表を判断する	・被災状況から、迅速な救出救助などに必要な場合は公表
パターン①	個人情報保護を重視し、公表を判断する	・家族・遺族の同意があること、住民基本台帳の閲覧制限がないことを要件に公表（行方不明者について、救出・救助活動に資する場合は、同意を確認せず公表することもある）									
パターン②	発生した事実を速やかに公表する	・家族・遺族の同意や住民基本台帳の閲覧制限の確認等を前提とせず公表									
パターン③	被災状況から公表を判断する	・被災状況から、迅速な救出救助などに必要な場合は公表									

ページ	現 行	改 訂 案
99	(新設)	<p><b>(3) 国の対応</b></p> <p>令和3年9月、内閣府と消防庁は連名で、「災害時における安否不明者の氏名等の公表について」（通知）を発出して、氏名等公表を行う際の留意事項を示した。</p> <p><b>&lt;留意事項の概要&gt;</b></p> <p>1. 災害が発生した際、人命の救助活動の効率化・円滑化に氏名等公表が資する可能性があることや、発災当初の72時間が極めて重要な時間であることをふまえ、氏名等公表の可否や判断基準、氏名等公表及びその結果寄せられた安否情報の確認・共有に係る一連の手続き等について、市町村や関係機関と連携の上、平時から検討しておくこと。</p> <p>2. 氏名等公表については、人的被害の数について一元的に集約、調整を行う都道府県が行うことが基本となるが、市町村が行うことが安否情報の収集等に資すると考えられる場合においては、都道府県と当該市町村の事前調整に基づき、市町村が行うことも考えられること。</p> <p>3. 氏名等公表については、各地方公共団体がそれぞれの個人情報保護条例に照らしてその可否を判断することとなるが、その際、安否情報の収集等を行い、救助活動を効率化することが重要な場合においては、人の生命又は身体の保護のため緊急の必要があるときの個人情報の提供と考えられることから、個人情報保護条例に定める個人情報の利用及び提供制限の例外規定の適用を検討されたいこと。</p> <p>4. 氏名等公表の対象者について、所在情報を秘匿する必要がある者（配偶者からの暴力やストーカー行為の被害者等）が不利益を被らないよう、都道府県関係部局及び域内市町村と平時から公表時の取扱いについて十分な調整を図るとともに、公表に当たってはあらかじめ関係市町村に確認すること。</p> <p>5. 上記4の確認を含め、氏名公表等の可否の判断に時間を要する対象者がいる場合には、それ以外の公表可能な対象者から段階的に公表することも考えられること。</p> <p>なお、全国知事会は、上記通知文はガイドラインの趣旨に沿った内容となっていることから「高く評価」し、災害時における安否不明者の氏名等公表に向けた取組を、国と一体となって進める旨の声明を発表している。</p> <p style="text-align: right;"><b>【事務局修正】</b></p> <p><b>(4) 検討の必要性</b></p> <p>行方不明者の氏名等公表については、被災者の救出・救助活動の効率化・円滑化が期待できることや、不確実情報の拡散を軽減し、家族等の混乱を防ぐことができる一方、個人情報保護や遺族・家族等の心情への配慮などの観点から慎重な対応が求められる。</p> <p>構成府県は、全国知事会がまとめたガイドラインや国の通知を踏まえ、氏名公表の対応について、事前に対応を検討する必要がある。</p>